

# 訪問型サービス(区独自基準)

※変更箇所は赤字で記しています

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
- 令和3年9月30日までの間は、訪問型サービスⅠ及びⅡ(注1)の1月あたりの合計単位数の1,000分の1に相当する単位数(注2)を上乗せする。※【別表】

(注1)同一建物減算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算は含まない。

(注2)小数点以下四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げとする。

(例1)訪問型サービスⅠを月4回利用の場合・・・訪問型サービスⅠ 900単位(225単位×4回)＋ 令和3年9月30日までの上乗せ分 1単位(900単位×1/1,000=0.9) = 901単位

(例2)訪問型サービスⅡを月4回利用の場合・・・訪問型サービスⅡ 1,080単位(270単位×4回)＋ 令和3年9月30日までの上乗せ分 1単位(1,080単位×1/1,000=1.08) =1,081単位

(例3)訪問型サービスⅠ・同一建物減算を月4回利用の場合・・・訪問型サービスⅠ・同一建物減算 203単位×4回 = 812単位

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1101	(区)訪問型サービスⅠ		90%	225	1回につき
A3	1102			80%		
A3	1103			70%		
A3	1104	(区)訪問型サービスⅠ・同一建物減算	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	203	
A3	1105			80%		
A3	1106			70%		
A3	1107	(区)訪問型サービスⅠ・特別地域加算	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%	34	
A3	1108			80%		
A3	1109			70%		
A3	1110	(区)訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%	23	
A3	1111			80%		
A3	1112			70%		
A3	1113	(区)訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	12	
A3	1114			80%		
A3	1115			70%		
A3	1116	(区)訪問型サービスⅡ		90%	270	
A3	1117			80%		
A3	1118			70%		
A3	1119	(区)訪問型サービスⅡ・同一建物減算	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	243	
A3	1120			80%		
A3	1121			70%		
A3	1122	(区)訪問型サービスⅡ・特別地域加算	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%	41	
A3	1123			80%		
A3	1124			70%		
A3	1125	(区)訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%	27	
A3	1126			80%		
A3	1127			70%		
A3	1128	(区)訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	14	
A3	1129			80%		
A3	1130			70%		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A3	1063	(区)緊急時訪問介護加算	ハ 緊急時訪問介護加算	100 単位加算	90%	100	1回につ つき
A3	1064				80%		
A3	1065				70%		
A3	1051	(区)訪問型サービス初回加算	二 初回加算	200 単位加算	90%	200	1月につ つき
A3	1052				80%		
A3	1053				70%		
A3	1141	(区)訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	90%	100	
A3	1142				80%		
A3	1143	(区)訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	70%	200	
A3	1144				90%		
A3	1145				80%		
A3	1146				70%		
A3	1071	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 1	訪問型サービス費(Ⅰ)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	90%	161	1月につ つき
A3	1072				80%		
A3	1073	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)		70%		
A3	1074				90%		
A3	1075				80%		
A3	1076				70%		
A3	1077	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 1	訪問型サービス費(Ⅰ)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	90%	118	
A3	1078				80%		
A3	1079	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)		70%		
A3	1080				90%		
A3	1081				80%		
A3	1082				70%		
A3	1084	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 1	訪問型サービス費(Ⅰ)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	90%	65	
A3	1085				80%		
A3	1086	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)		70%		
A3	1087				90%		
A3	1088				80%		
A3	1089				70%		
A3	1090	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 1	訪問型サービス費(Ⅰ)	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)※	90%	59	
A3	1091				80%		
A3	1092	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)		70%		
A3	1093				90%		
A3	1094				80%		
A3	1095				70%		
A3	1096	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1	訪問型サービス費(Ⅰ)	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)※	90%	52	
A3	1097				80%		
A3	1098	(区)訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)		70%		
A3	1099				90%		
A3	1100				80%		
					70%		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1151	(区)訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 1	ト 介護職員特定 処遇改善加算	訪問型サービス費(Ⅰ)	90%	74	1月に つき	
A3	1152				(1)特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			80%
A3	1153							70%
A3	1154	(区)訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)	90%				
A3	1155			80%				
A3	1156			70%				
A3	1157	(区)訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 1	ト 介護職員特定 処遇改善加算	訪問型サービス費(Ⅰ)	90%	50		
A3	1158				(2)特定介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			80%
A3	1159							70%
A3	1160	(区)訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ 2	訪問型サービス費(Ⅱ)	90%				
A3	1161			80%				
A3	1162			70%				

【別表】新型コロナウイルス感染症への対応

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A3	1201	(区)訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ	新型コロナウイルス 感染症への対応	(1)訪問型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)の合計単位数(1月あたり) 1~1,499単位	90%	1	1月に つき		
A3	1202				(2)訪問型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)の合計単位数(1月あたり) 1,500~2,499単位			80%	
A3	1203							(区)訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ	70%
A3	1204								令和3年9月30日までの 上乗せ分 所定単位数の 1/1,000 相当加算
A3	1205	80%							
A3	1206	70%							
A3	1207	(区)訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ	(3)訪問型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)の合計単位数(1月あたり) 2,500~3,499単位	90%	3				
A3	1208			80%					
A3	1209			70%					
A3	1210			(区)訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅳ		(4)訪問型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)の合計単位数(1月あたり) 3,500~4,499単位	90%	4	
A3	1211	80%							
A3	1212	70%							

※処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、令和3年3月31日で廃止されています。

ただし、令和3年3月31日時点で本加算を算定している事業所については、令和4年3月31日まで算定できます。

なお、総合事業についても同様の対応とし、(Ⅳ)及び(Ⅴ)に付随する加算(訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1~Ⅴ2)については令和4年3月31日まで算定できます。